

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成24年 8 月29日提出
<b>【発行者名】</b>	フィデリティ投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表執行役 ジュディー・マリンスキー
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
<b>【事務連絡者氏名】</b>	照沼 加奈子
<b>【電話番号】</b>	03-4560-6000
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】</b>	フィデリティ・日本小型株・ファンド
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の金 額】</b>	2兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出致しましたので、平成24年2月27日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

### （５）【申込手数料】

<訂正前>

（略）

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付頂いた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

（略）

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

～（略）

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2011年12月末日現在）

(b)（略）

(c) 大株主の状況

（2011年12月末日現在）

株主名	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

<訂正後>

～（略）

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2012年6月末日現在）

(b)（略）

(c) 大株主の状況

（2012年6月末日現在）

株主名	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000	100

## 2【投資方針】

### （3）【運用体制】

<訂正前>

ファンドの運用体制は以下の通りです。

（図、略）

- ・ 運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- ・ パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

（略）

（略）

<訂正後>

ファンドの運用体制は以下の通りです。

（図、略）

- \_\_ 運用担当部門では、ファンドの運用等を行ないます。
- \_\_ パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行ないます。
- \_\_ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行ないます。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

（略）

（略）

### （5）【投資制限】

<訂正前>

～ （略）

（参考情報）

フィデリティ・日本小型株・マザーファンドの概要

1．（略）

2．運用方法

(1)～(2)（略）

(3) 投資制限

～ （略）

\_\_ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<訂正後>

～ （略）

（参考情報）

フィデリティ・日本小型株・マザーファンドの概要

1. (略)

2. 運用方法

(1) ~ (2) (略)

(3) 投資制限

~ (略)

\_\_ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 投資リスク

(略)

主な変動要因

(略)

その他の変動要因

(略)

(略)

その他の留意点

<デリバティブ（派生商品）に関する留意点>

(略)

<ベンチマークに関する留意点>

(略)

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

(略)

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

(略)

(2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

(略)

(3) (略)

<訂正後>

(1) 投資リスク

(略)

主な変動要因

(略)

その他の変動要因

(略)

(略)

その他の留意点

<クーリング・オフ>

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の

適用はありません。

<デリバティブ（派生商品）に関する留意点>

（略）

<ベンチマークに関する留意点>

（略）

<解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動の可能性>

（略）

<ファミリーファンド方式にかかる留意点>

（略）

<分配金に関する留意点>

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## (2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門が行なう方法を併用し検証しています。

（略）

## (3) （略）



## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

<訂正前>

（略）

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。）で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なっていただく場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

（略）

販売会社によっては、スイッチングによるファンドの取得申込みが可能です。スイッチングの取扱い内容等は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。

また、販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

スイッチングおよび償還乗換え優遇措置等の取扱い内容等について、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（略）

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2013年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2014年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

### 2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2013年12月31日までは7%（所得税7%）、2014年1月1日からは15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2011年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

#### <訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

（略）

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2012年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行なうことにより総合課税（配当控除の適用があります。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、2012年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%および地方税3%）、2014年1月1日以後は20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

### 2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2012年12月31日までは7%（所得税7%）、2013年1月1日から2013年12月31日までは7.147%（所得税（復興特別所得税を含みます。）7.147%）、2014年1月1日以後は15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%）の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。なお、益金不算入制度の適用があります。

上記「（5）課税上の取扱い」の記載は、2012年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

（略）

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

## (1)【投資状況】

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	26,397,589,716	100.13
預金・その他の資産(負債控除後)	-	34,519,688	0.13
合計(純資産総額)		26,363,070,028	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・日本小型株・マザーファンド

(2012年6月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	41,994,241,120	98.60
投資信託受益証券	日本	571,347,658	1.34
預金・その他の資産(負債控除後)	-	25,171,891	0.06
合計(純資産総額)		42,590,760,669	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2012年6月29日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・日本 小型株・マザーファ ンド	日本	22,795,846,042	1.1213	25,561,283,584	1.1580	26,397,589,716	100.13

## 種類別投資比率

(2012年6月29日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.13

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄  
フィデリティ・日本小型株・マザーファンド

(2012年6月29日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	積水化学工業	日本・ 円 日本	株式 化学	2,196,000	570.00 1,251,720,000	738 1,620,648,000	3.81
2	エムスリー	日本・ 円 日本	株式 サービス業	4,042	354,840.25 1,434,264,311	381,000 1,540,002,000	3.62
3	タカタ	日本・ 円 日本	株式 輸送用機器	845,100	1,634.08 1,380,965,007	1,720 1,453,572,000	3.41
4	カカクコム	日本・ 円 日本	株式 サービス業	530,900	2,593.36 1,376,817,854	2,701 1,433,960,900	3.37
5	MARUWA	日本・ 円 日本	株式 ガラス・土石製品	460,500	3,212.90 1,479,542,087	2,673 1,230,916,500	2.89
6	GMOペイメントゲート ウェイ	日本・ 円 日本	株式 情報・通信業	710,400	1,739.12 1,235,474,076	1,567 1,113,196,800	2.61
7	サイバーエージェント	日本・ 円 日本	株式 サービス業	5,030	251,100.00 1,263,033,000	203,300 1,022,599,000	2.40
8	LIXILグループ	日本・ 円 日本	株式 金属製品	578,400	1,495.69 865,108,968	1,678 970,555,200	2.28

9	ビットアイル	日本・ 円 日本	株式 情報・通信業	1,325,000	821.00 1,087,825,000	719 952,675,000	2.24
10	日立ハイテクノロジーズ	日本・ 円 日本	株式 卸売業	474,500	1,720.76 816,502,307	1,952 926,224,000	2.17
11	住友ゴム工業	日本・ 円 日本	株式 ゴム製品	814,000	912.00 742,368,000	1,030 838,420,000	1.97
12	ハニーズ	日本・ 円 日本	株式 小売業	539,840	996.60 538,006,666	1,493 805,981,120	1.89
13	日立化成工業	日本・ 円 日本	株式 化学	599,600	1,375.09 824,509,235	1,244 745,902,400	1.75
14	ニフコ	日本・ 円 日本	株式 化学	373,300	2,073.00 773,850,900	1,918 715,989,400	1.68
15	J S P	日本・ 円 日本	株式 化学	602,100	1,066.02 641,856,388	1,151 693,017,100	1.63
16	I S Tホールディングス	日本・ 円 日本	株式 情報・通信業	1,260,800	554.97 699,707,651	547 689,657,600	1.62
17	ディスコ	日本・ 円 日本	株式 機械	147,300	4,010.00 590,673,000	4,475 659,167,500	1.55
18	ジーエス・ユアサコーポレーション	日本・ 円 日本	株式 電気機器	1,795,000	440.73 791,113,135	362 649,790,000	1.53
19	住友電気工業	日本・ 円 日本	株式 非鉄金属	657,700	844.03 555,121,413	983 646,519,100	1.52
20	日立金属	日本・ 円 日本	株式 鉄鋼	684,000	892.62 610,554,352	943 645,012,000	1.51
21	楽天	日本・ 円 日本	株式 サービス業	759,700	891.36 677,168,782	824 625,992,800	1.47
22	ファーストリテイリング	日本・ 円 日本	株式 小売業	38,900	12,320.00 479,248,000	15,880 617,732,000	1.45
23	日本電産	日本・ 円 日本	株式 電気機器	101,600	6,836.54 694,593,444	6,020 611,632,000	1.44

24	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)	日本・ 円 日本	投資信託受益証券 -	563,514,803	1.0138 571,343,566	1.0139 571,347,658	1.34
25	シップヘルスケアホールディングス	日本・ 円 日本	株式 卸売業	289,900	1,811.52 525,162,349	1,915 555,158,500	1.30
26	テルモ	日本・ 円 日本	株式 精密機器	163,300	3,468.80 566,456,212	3,260 532,358,000	1.25
27	J Pホールディングス	日本・ 円 日本	株式 サービス業	658,600	736.00 484,729,600	780 513,708,000	1.21
28	クボタ	日本・ 円 日本	株式 機械	692,000	685.00 474,020,000	730 505,160,000	1.19
29	デンソー	日本・ 円 日本	株式 輸送用機器	186,600	2,150.00 401,190,000	2,693 502,513,800	1.18
30	エフピコ	日本・ 円 日本	株式 化学	101,500	5,010.00 508,515,000	4,940 501,410,000	1.18

（参考）マザーファンドの種類別および業種別投資比率

フィデリティ・日本小型株・マザーファンド

（2012年6月29日現在）

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	繊維製品	1.09
		化学	15.48
		医薬品	1.04
		ゴム製品	3.03
		ガラス・土石製品	4.09
		鉄鋼	1.51
		非鉄金属	2.32
		金属製品	3.73
		機械	5.37
		電気機器	10.14
		輸送用機器	7.09
		精密機器	2.65
		その他製品	1.40
		陸運業	1.01
		情報・通信業	8.11
		卸売業	4.41
		小売業	4.47
		銀行業	1.75
		保険業	1.61
		その他金融業	1.73
不動産業	2.08		
サービス業	14.47		
	小計		98.60
投資信託受益証券	国内	-	1.34
	小計		1.34
合計（対純資産総額比）			99.94

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。



## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2012年6月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
5期	(2002年12月2日)	38,095	38,095	1.4624	1.4624
6期	(2003年12月1日)	51,978	51,978	1.9678	1.9678
7期	(2004年11月30日)	74,445	74,445	2.2599	2.2599
8期	(2005年11月30日)	80,766	80,766	3.1838	3.1838
9期	(2006年11月30日)	77,675	77,675	2.8010	2.8010
10期	(2007年11月30日)	57,138	57,138	2.5212	2.5212
11期	(2008年12月1日)	28,371	28,371	1.3137	1.3137
12期	(2009年11月30日)	29,123	29,123	1.3811	1.3811
13期	(2010年11月30日)	28,688	28,688	1.4710	1.4710
14期	(2011年11月30日)	26,176	26,176	1.4259	1.4259
	2011年6月末日	30,519	-	1.6306	-
	2011年7月末日	30,173	-	1.6271	-
	2011年8月末日	27,790	-	1.4972	-
	2011年9月末日	27,607	-	1.4906	-
	2011年10月末日	27,627	-	1.4985	-
	2011年11月末日	26,176	-	1.4259	-
	2011年12月末日	26,155	-	1.4258	-
	2012年1月末日	26,320	-	1.4408	-
	2012年2月末日	27,749	-	1.5233	-
	2012年3月末日	28,574	-	1.5699	-
	2012年4月末日	27,999	-	1.5452	-
	2012年5月末日	24,868	-	1.3722	-
	2012年6月末日	26,363	-	1.4581	-

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第5期	0.0000
第6期	0.0000
第7期	0.0000
第8期	0.0000
第9期	0.0000
第10期	0.0000
第11期	0.0000
第12期	0.0000
第13期	0.0000
第14期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第5期	8.8
第6期	34.6
第7期	14.8
第8期	40.9
第9期	12.0
第10期	10.0
第11期	47.9
第12期	5.1
第13期	6.5
第14期	3.1
第15期中 自 2011年12月1日 至 2012年5月31日	3.8

(注) 収益率とは、各計算期間末（又は当中間期末）の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第5期	5,180,714,078	4,682,066,607	26,049,771,244
第6期	8,130,370,158	7,765,991,730	26,414,149,672
第7期	18,678,212,997	12,150,170,756	32,942,191,913
第8期	9,997,395,622	17,571,385,205	25,368,202,330
第9期	12,840,600,592	10,477,580,907	27,731,222,015
第10期	2,724,234,495	7,792,359,261	22,663,097,249
第11期	1,901,154,990	2,967,199,371	21,597,052,868
第12期	2,044,587,322	2,555,284,038	21,086,356,152
第13期	1,467,059,347	3,051,336,159	19,502,079,340
第14期	2,101,979,563	3,246,249,507	18,357,809,396
第15期中 自 2011年12月1日 至 2012年5月31日	874,745,822	1,110,217,153	18,122,338,065

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

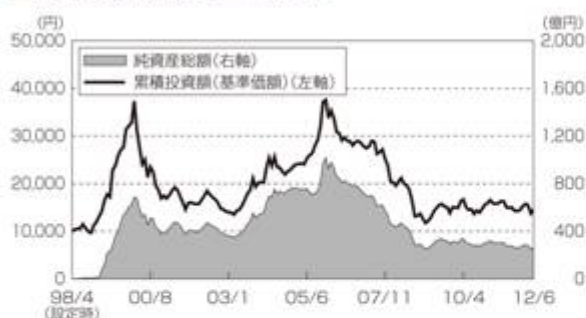
(2012年6月29日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。

※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

## 基準価額・純資産の推移



※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

基準価額	14,581円
純資産総額	263.6億円

## 分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税込)
2007年11月	0円
2008年12月	0円
2009年11月	0円
2010年11月	0円
2011年11月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況(マザーファンド)

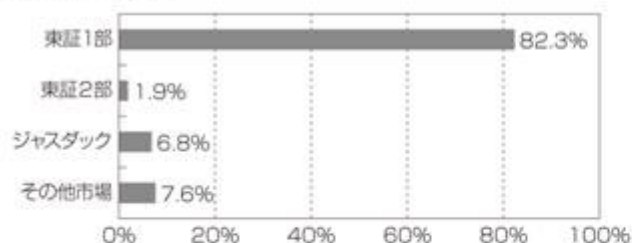
資産別組入状況

株式	98.6%
投資信託・投資証券	-
現金・その他	1.4%

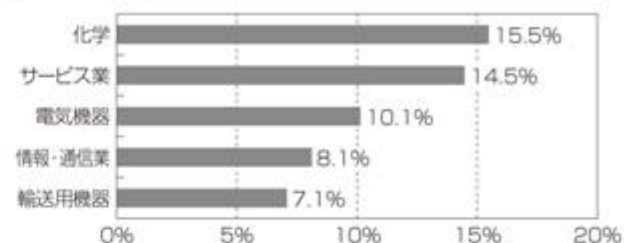
組入上位10銘柄

銘柄	業種	比率
1 積水化学工業	化学	3.8%
2 エムスリー	サービス業	3.6%
3 タカタ	輸送用機器	3.4%
4 カカコム	サービス業	3.4%
5 MARUWA	ガラス・土石製品	2.9%
6 GMOペイメントゲートウェイ	情報・通信業	2.6%
7 サイバーエージェント	サービス業	2.4%
8 LIXILグループ	金属製品	2.3%
9 ビットアイル	情報・通信業	2.2%
10 日立ハイテクノロジーズ	郵売業	2.2%

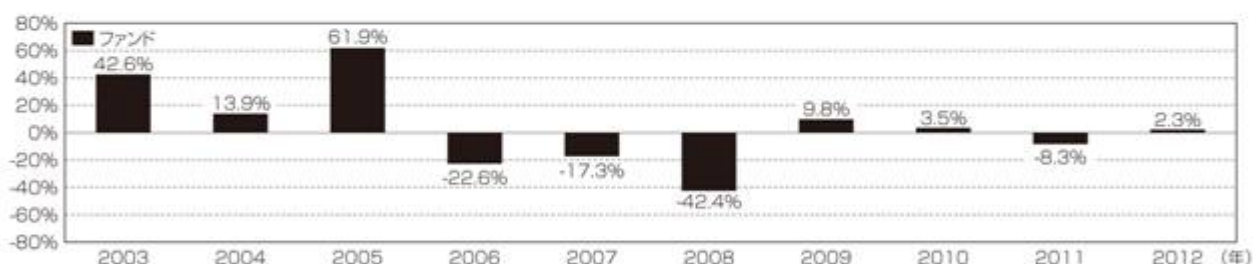
市場別組入状況



組入上位5業種



## 年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、収益分配金(税込)を再投資したものとみなして算出しています。

※2012年は年初以降6月末までの実績となります。

\*各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。  
 \*ファンドは短期資金の運用の一環として、委託会社が設定した「フィデリティ円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)」に投資する場合があります。これはあくまでも短期資金の運用であるため、組入上位10銘柄、市場別組入状況には含めず、資産としては「現金・その他」に分類したしております。  
 なお、未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

### 第3【ファンドの経理状況】

#### <訂正前>

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）、および第14期計算期間（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

#### <訂正後>

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成21年12月1日から平成22年11月30日まで）、および第14期計算期間（平成22年12月1日から平成23年11月30日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間（平成23年12月1日から平成24年5月31日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

## 1 【財務諸表】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載内容を追加いたします。

<追加内容>

中間財務諸表  
【フィデリティ・日本小型株・ファンド】  
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

第15期中間計算期間 平成24年5月31日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	23,233,683
親投資信託受益証券	24,865,976,407
未収入金	246,214,059
流動資産合計	25,135,424,149
<b>資産合計</b>	
25,135,424,149	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	33,685,677
未払受託者報酬	14,096,295
未払委託者報酬	215,674,184
その他未払費用	3,698,410
流動負債合計	267,154,566
<b>負債合計</b>	
267,154,566	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	18,122,338,065
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,745,931,518
（分配準備積立金）	5,742,100,910
元本等合計	24,868,269,583
<b>純資産合計</b>	
24,868,269,583	
<b>負債純資産合計</b>	
25,135,424,149	

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第15期中間計算期間 自 平成23年12月 1 日 至 平成24年 5 月31日
営業収益	
有価証券売買等損益	724,484,410
営業収益合計	724,484,410
営業費用	
受託者報酬	14,096,295
委託者報酬	215,674,184
その他費用	3,698,410
営業費用合計	233,468,889
営業利益又は営業損失 ( )	957,953,299
経常利益又は経常損失 ( )	957,953,299
中間純利益又は中間純損失 ( )	957,953,299
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	57,419,747
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	7,818,719,166
剰余金増加額又は欠損金減少額	416,472,814
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	416,472,814
剰余金減少額又は欠損金増加額	473,887,416
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	473,887,416
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	6,745,931,518



## （３）【中間注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

## （追加情報）

当中間計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （中間貸借対照表に関する注記）

項目	第15期中間計算期間 平成24年5月31日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	18,357,809,396 円
期中追加設定元本額	874,745,822 円
期中一部解約元本額	1,110,217,153 円
2. 受益権の総数	18,122,338,065 口
3. 1口当たり純資産額	1.3722 円

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・日本小型株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

## 「フィデリティ・日本小型株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## （１）貸借対照表

区 分	平成24年 5月31日現在
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	304,226,121
株式	39,714,664,900
投資信託受益証券	156,347,659
未収入金	243,510,101
未収配当金	321,752,916
流動資産合計	40,740,501,697
資産合計	40,740,501,697
負債の部	
流動負債	
未払金	160,061,720
未払解約金	366,649,664
流動負債合計	526,711,384
負債合計	526,711,384
純資産の部	
元本等	
元本	36,948,480,992
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,265,309,321
元本等合計	40,213,790,313
純資産合計	40,213,790,313
負債純資産合計	40,740,501,697

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
-----------------	---

## (追加情報)

当計算期間の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	平成24年5月31日現在
1. 元本の推移	
期首元本額	38,028,088,185 円
期中追加設定元本額	751,979,556 円
期中一部解約元本額	1,831,586,749 円
2. 期末元本額及びその内訳	
フィデリティ・日本小型株・ファンド	22,846,358,331 円
フィデリティ・日本小型株・ファンドVA1 （適格機関投資家専用）	635,384,274 円
フィデリティ・日本小型株・ファンドVA2	9,059,435,835 円
フィデリティ・日本小型株・ファンドVA3 （適格機関投資家専用）	4,254,217,451 円
フィデリティ・日本小型株・ファンドVA4 （適格機関投資家専用）	127,636,520 円
フィデリティ・日本成長&小型VA（適格機 関投資家専用）	25,448,581 円
計	36,948,480,992 円
3. 受益権の総数	36,948,480,992 口
4. 1口当たり純資産額	1.0884 円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。 当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

### 【純資産額計算書】

(2012年6月29日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	26,424,353,633	円
負債総額	61,283,605	円
純資産総額( - )	26,363,070,028	円
発行済数量	18,080,586,940	口
1単位当たり純資産額( / )	1.4581	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・日本小型株・マザーファンド

(2012年6月29日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	42,989,410,050	円
負債総額	398,649,381	円
純資産総額( - )	42,590,760,669	円
発行済数量	36,780,315,792	口
1単位当たり純資産額( / )	1.1580	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

(1) 資本金等

(2011年12月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) (略)

< 訂正後 >

(1) 資本金等

(2012年6月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) (略)

## 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

2011年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託135本、親投資信託54本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,100,865,428,727円です。

<訂正後>

（略）

2012年6月29日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託138本、親投資信託56本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,128,870,067,175円です。



### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

#### <更新・訂正後>

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

当社は財務諸表の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。

具体的には、企業会計基準及び同適用指針、日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公開情報、各種関係諸法令の改廃に応じて、当社として必要な対応を適時に協議しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	644,171	414,307
立替金	178,789	178,632
前払費用	132,962	134,826
未収委託者報酬	4,323,737	3,608,767
未収収益	710,807	551,604
未収入金	* 1 2,400,799	626,527
繰延税金資産	1,350,000	1,198,455
流動資産合計	9,741,268	6,713,120
固定資産		
無形固定資産		
電話加入権	7,487	7,487
無形固定資産合計	7,487	7,487
投資その他の資産		
投資有価証券	606,060	989,129
長期貸付金	* 1 9,397,000	11,466,000
長期差入保証金	213,373	143,331
会員預託金	1,230	1,030
投資その他の資産合計	10,217,663	12,599,490
固定資産合計	10,225,150	12,606,977
資産合計	19,966,419	19,320,098
負債の部		
流動負債		
預り金	3,354	1,883
未払金	* 1	
未払手数料	1,851,483	1,537,315
その他未払金	1,624,041	944,060
未払費用	1,439,596	993,613
未払法人税等	292,188	80,118
未払消費税等	261,774	125,882
賞与引当金	2,619,301	2,250,852
その他流動負債	-	31,605
流動負債合計	8,091,739	5,965,331
固定負債		
長期賞与引当金	199,767	111,943
退職給付引当金	4,676,483	4,900,549
関係会社引当金	298,678	1,017,255
繰延税金負債	7,072	35,453
固定負債合計	5,182,001	6,065,202
負債合計	13,273,740	12,030,534
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,682,470	6,225,540
利益剰余金合計	5,682,470	6,225,540
株主資本合計	6,682,470	7,225,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10,207	64,023
評価・換算差額等合計	10,207	64,023
純資産合計	6,692,678	7,289,564
負債純資産合計	19,966,419	19,320,098

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第25期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第26期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	26,148,690	27,120,569
その他営業収益	6,037,259	3,969,358
営業収益計	32,185,949	31,089,927
営業費用		
支払手数料	11,876,887	12,373,051
広告宣伝費	1,096,380	733,745
公告料	780	-
調査費		
調査費	426,713	416,155
委託調査費	4,477,290	5,138,531
営業雑経費		
通信費	47,307	40,901
印刷費	76,759	53,035
協会費	20,022	28,950
諸会費	6,594	7,389
営業費用計	18,028,737	18,791,762
一般管理費		
給料		
給料・手当	3,474,973	3,169,469
賞与	3,118,068	1,995,958
福利厚生費	949,332	752,276
交際費	30,441	29,381
旅費交通費	221,902	206,717
租税公課	65,206	62,099
弁護士報酬	9,363	9,860
不動産賃貸料・共益費	507,846	519,096
退職給付費用	565,006	630,143
消耗器具備品費	59,882	50,133
事務委託費	3,387,693	3,031,558
諸経費	295,531	318,269
一般管理費計	12,685,248	10,774,963
営業利益	1,471,963	1,523,201
営業外収益	* 1	
受取利息	64,747	69,296
保険配当金	11,932	11,946
雑益	10,304	55
営業外収益計	86,983	81,298
営業外費用		
寄付金	658	1,460
為替差損	2,371	102,563
営業外費用計	3,029	104,024
経常利益	1,555,917	1,500,475
特別利益		
投資有価証券売却益	604	-
特別利益計	604	-
特別損失		
特別退職金	65,742	200,450
事務過誤損失	919	718
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	277,377	-
過年度退職給付引当金繰入	112,019	-
その他特別損失	20,372	-
特別損失計	476,432	201,168
税引前当期純利益	1,080,089	1,299,307
法人税、住民税及び事業税	1,014,154	604,564

法人税等調整額	66,047	151,672
法人税等合計	948,106	756,237
当期純利益	131,983	543,070

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,550,487	5,682,470
当期変動額		
当期純利益	131,983	543,070
当期変動額合計	131,983	543,070
当期末残高	5,682,470	6,225,540
株主資本合計		
当期首残高	6,550,487	6,682,470
当期変動額		
当期純利益	131,983	543,070
当期変動額合計	131,983	543,070
当期末残高	6,682,470	7,225,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	453	10,207
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,753	53,815
当期変動額合計	9,753	53,815
当期末残高	10,207	64,023
評価・換算差額等合計		
当期首残高	453	10,207
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,753	53,815
当期変動額合計	9,753	53,815
当期末残高	10,207	64,023
純資産合計		
当期首残高	6,550,941	6,692,678
当期変動額		
当期純利益	131,983	543,070
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,753	53,815
当期変動額合計	141,736	596,886
当期末残高	6,692,678	7,289,564

## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## その他有価証券

## 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

## 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

## 2. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。

## (3) 賞与引当金、長期賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## (4) 関係会社引当金

親会社により負担された当社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与について、将来親会社に対し支払いを行う可能性が高いため、親会社との契約に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

\*1 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。

	第25期 (平成23年3月31日)		第26期 (平成24年3月31日)	
未収入金	2,086,038	千円	527,772	千円
その他未払金	1,196,884	千円	686,666	千円
長期貸付金	9,397,000	千円	11,466,000	千円

## （損益計算書関係）

\*1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
関係会社からの 受取利息	64,747	千円	69,296	千円

## （株主資本変動計算書関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第26期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入しており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

## （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

第25期（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	644,171	644,171	-
(2) 未収委託者報酬	4,323,737	4,323,737	-
(3) 未収入金	2,400,799	2,400,799	-
(4) 投資有価証券	604,298	604,298	-
(5) 長期貸付金	9,397,000	9,397,000	-
資産計	17,370,007	17,370,007	-
(1) 未払手数料	1,851,483	1,851,483	-
(2) その他未払金	1,624,041	1,624,041	-
負債計	3,475,524	3,475,524	-



第26期（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	414,307	414,307	-
(2) 未収委託者報酬	3,608,767	3,608,767	-
(3) 未収入金	626,527	626,527	-
(4) 投資有価証券	987,367	987,367	-
(5) 長期貸付金	11,466,000	11,466,000	-
資産計	17,102,970	17,102,970	-
(1) 未払手数料	1,537,315	1,537,315	-
(2) その他未払金	944,060	944,060	-
負債計	2,481,375	2,481,375	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、当社が算定し、公表している基準価額によっております。

(5) 長期貸付金

変動金利によるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) 未払金

短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
非上場株式	1,761	1,761

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第25期（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	644,171	-	-	-
未収委託者報酬	4,323,737	-	-	-
未収入金	2,400,799	-	-	-
合計	7,368,708	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(9,397,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

第26期（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	414,307	-	-	-
未収委託者報酬	3,608,767	-	-	-
未収入金	626,527	-	-	-
合計	4,649,601	-	-	-

金銭債権のうち長期貸付金(11,466,000千円)については、契約上返済期限の定めがないため、上記に含めておりません。

## (有価証券関係)

第25期（平成23年3月31日現在）

## 1. その他有価証券

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	586,890	604,298	17,408
小計	586,890	604,298	17,408
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	588,651	606,060	17,408

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,572	604	-

第26期（平成24年3月31日）

## 1. その他有価証券

	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他	887,890	987,367	99,477
小計	887,890	987,367	99,477
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	1,761	1,761	-
小計	1,761	1,761	-
合計	889,651	989,129	99,477

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
-	-	-

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## （退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型年金制度・確定拠出型年金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	4,648,515千円	4,879,424千円
(2) 未積立退職給付債務	4,648,515千円	4,879,424千円
(3) 未認識過去勤務債務	27,968千円	21,125千円
(4) 退職給付引当金	4,676,483千円	4,900,549千円

## 3. 退職給付費用に関する事項

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	436,790千円	549,814千円
(2) 利息費用	21,198千円	25,342千円
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	222,645千円	49,210千円
(4) 過去勤務債務の費用処理額	6,843千円	6,843千円
(5) 退職給付費用の額（注1）	673,790千円	617,523千円

（注1）従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。

（注2）上記退職給付費用以外に下記項目を計上しております。

	第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 臨時に支払った割増退職金	65,742千円	200,450千円
(2) 確定拠出年金等の退職給付費用	105,760千円	103,449千円

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

## (1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

## (2) 割引率

第25期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第26期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.5%	1.4%

## (3) 過去勤務債務の処理年数

10年

## （ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

( 税効果会計関係 )

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		(千円)
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,902,861	1,746,450
賞与引当金	1,147,079	1,178,886
未払費用否認	577,632	497,504
繰越欠損金	375,059	293,669
その他	213,886	75,122
繰延税金資産小計	4,216,519	3,791,632
評価性引当額	2,866,519	2,593,177
繰延税金資産計	1,350,000	1,198,455
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,072	35,453
繰延税金負債計	7,072	35,453

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第25期 (平成23年3月31日)	第26期 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.69	40.69
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.69	2.82
評価性引当額	40.70	17.19
過年度法人税等	1.89	2.59
税率変更差異	-	34.55
その他	0.19	0.07
税効果会計適用後の法人税等の負担率	87.77	58.20

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が84,539千円減少し(評価性引当額考慮後)、法人税等調整額が84,539千円増加しております。その他有価証券評価差額金が5,023千円増加し、繰延税金負債の金額が5,023千円減少しております。

( 持分法損益等 )

該当事項はありません。

( 企業結合等関係 )

該当事項はありません。

( 資産除去債務関係 )

当社は建物所有者との間で事業用不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

( 賃貸等不動産関係 )

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）及び第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	26,148,690	2,631,058	28,779,748

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	バミューダ	英国	香港	その他	合計
28,779,748	2,792,293	400,260	161,267	52,379	32,185,949

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	6,190,703	投資信託の運用
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	5,373,399	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,786,003	投資信託の運用

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

## 1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託の運用	投資顧問業	合計
外部顧客への売上高	27,120,569	2,084,211	29,204,780

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	委託者報酬	関連するサービスの種類
フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	7,712,569	投資信託の運用
フィデリティ・US リート・ファンドB（為替ヘッジなし）	7,049,398	投資信託の運用
フィデリティ・日本成長株・ファンド	3,390,798	投資信託の運用

## 関連当事者情報

第25期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

## 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バ ミュー ダ、ペ ンブ ローク 市	千米ドル  2,832	投資顧 問業	被所有 間接 100 %	投資顧 問契約 の再委 任等役 員の兼 任	金銭の貸付 （注1）	千円 850,000	長期貸付金	千円 9,270,000
							利息の受取 （注1）	64,476	未収入金	14,892
							委託調査等 報酬 （注3）	1,650,000	未収入金	1,650,000
							共通発生 経費負担額 （注4）	3,582,376	未払金	294,715
						共通発生 経費負担額 （注4）	-	関係会社 引当金	298,678	
親会社	フィデリティ ・ジャ パン・ ホール ディ ング ス株 式有 限公 司	東京都 港区	千円 4,510,000	グルー プ会 社経 営管 理	被所有 直接 100 %	当 社 事 業 活 動 の 管 理 等 役 員 の 兼 任	金銭の貸付 （注1）	千円 127,000	長期 貸付 金	千円 127,000
							利息の受取 （注1）	270	未収入金	270
							共通発生 経費負担額 （注4）	105,249	未収入金	2,100
							連結法人税の 個別帰属額	-	未払金	752,009
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガ ポール、 ブル バード 市	千米ドル 175,807	グルー プ会 社経 営管 理	被所有 間接 51 %	営 業 取 引	共通発生 経費負担額 （注4）	千円 1,146,798	未払金	千円 30,063

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,207,500	証券業	なし	当 社 設 定 投 資 信 託 の 募 集 ・ 販 売	共通発生 経費負担額 （注4）	千円 940,903	未払金	千円 24,194

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2)取引金額には消費税等を含めておりません、期末残高には消費税等を含めております。

(注3)当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4)共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

第26期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	会社等の所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
親会社	FIL Limited	英領バミューダ、ペンブローク市	千米ドル 2,832	投資顧問業	被所有 間接 100 %	投資顧問契約の再委任等役員兼任	金銭の返済（注1） 利息の受取（注1） 委託調査等報酬（注3） 共通発生経費負担額（注4） 共通発生経費負担額（注4）	千円 9,270,000 9,786 188,913 4,833,970 -	長期貸付金 未収入金 未収入金 未払金 関係会社引当金	千円 - - 241,786 503,816 1,017,255
親会社	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	グループ会社経営管理	被所有 直接100 %	当社事業活動の管理等役員兼任	金銭の貸付（注1） 利息の受取（注1） 共通発生経費負担額（注4） 連結法人税の個別帰属額	千円 11,339,000 59,510 76,291 -	長期貸付金 未収入金 未払金 未払金	千円 11,466,000 23,956 7,932 431,573
親会社	FIL Asia Holdings Limited	シンガポール、ブルバード市	千米ドル 176,907	グループ会社経営管理	被所有 間接56 %	営業取引	共通発生経費負担額（注4）	千円 984,159	未払金	千円 5,374

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
同一の親会社をもつ会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 5,207,500	証券業	なし	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注4） 投資信託販売に係る代行手数料（注5）	千円 935,172 420,578	未払金 未払金	千円 39,208 27,599

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 当社の主要な事業領域である投信・投資顧問業から包括的に発生する収益であります。

(注4) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注5) 代行手数料については、一般取引条件を基に、両社協議の上合理的に決定しております。

## (1株当たり情報)

	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	334,633円91銭	364,478円20銭
1株当たり当期純利益	6,599円15銭	27,153円51銭

(注1)1. なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株当たり当期純損失金額又は1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第25期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第26期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	131,983	543,070
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	131,983	543,070
期中平均株式数	20,000株	20,000株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2012年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
(参考情報) 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	
	ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	SMBCFriend証券株式会社	27,270百万円	
	エース証券株式会社	8,831百万円	
	PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
	岡三証券株式会社	5,000百万円	
	カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
	損保ジャパンDC証券株式会社	3,000百万円	
	極東証券株式会社	5,251百万円	
	あかつき証券株式会社	2,065百万円	
	岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円 (2012年5月1日現在)	
	高木証券株式会社	11,069百万円	
	東海東京証券株式会社	6,000百万円	
	むさし証券株式会社	5,000百万円	
	SMBCD日興証券株式会社	10,000百万円	

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2012年3月末日現在)	事業の内容
販売会社	マネックス証券株式会社	7,425百万円	
	野村證券株式会社	10,000百万円	
	フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
	丸三証券株式会社	10,000百万円	
	丸八証券株式会社	3,676百万円	
	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
	浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
	西日本シティTT証券株式会社	1,575百万円	
		株式会社埼玉りそな銀行	
シティバンク銀行株式会社		123,100百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行		1,711,958百万円	
株式会社みずほ銀行		700,000百万円	
株式会社みずほコーポレート銀行		1,404,065百万円	
株式会社三井住友銀行		1,770,996百万円	
株式会社あおぞら銀行		419,781百万円	

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2012年3月末日現在)	事業の内容
販売会社	三井住友信託銀行 株式会社	342,037百万円 (2012年4月1日現在)	銀行法に基づき銀行業を 営むとともに、金融機関の 信託業務の兼営等に関する 法律(兼営法)に基づき 信託業務を営んでいます。
	みずほ信託銀行株 式会社	247,369百万円	
	三菱UFJ信託銀 行株式会社	324,279百万円	
	株式会社りそな銀 行	279,928百万円	
	株式会社鹿児島銀 行	18,130百万円	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。
	株式会社北國銀行	26,673百万円	
	株式会社佐賀銀行	16,062百万円	
	株式会社静岡銀行	90,845百万円	
	株式会社七十七銀 行	24,658百万円	
	株式会社清水銀行	8,670百万円	
	株式会社池田泉州 銀行	50,710百万円	
	株式会社第四銀行	32,776百万円	
	株式会社但馬銀行	5,481百万円	
	株式会社中国銀行	15,149百万円	
	株式会社肥後銀行	18,128百万円	
	株式会社福井銀行	17,965百万円	
	株式会社北海道銀 行	93,524百万円	
	株式会社三重銀行	15,295百万円	
	株式会社山口銀行	10,005百万円	
株式会社横浜銀行	215,628百万円		

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2012年3月末日現在)	事業の内容	
販売会社	株式会社仙台銀行	22,485百万円		
	株式会社東和銀行	38,653百万円		
	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円		
	株式会社もみじ銀行	87,465百万円		
	株式会社八十二銀行	52,243百万円		
	株式会社山形銀行	12,008百万円		
	ソニー銀行株式会社	31,000百万円		
	株式会社北九州銀行	10,000百万円		
	京都信用金庫	13,122百万円* *信用金庫であるため、「出資金」の額です。		信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
	アイエヌジー生命保険株式会社	32,400百万円		保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
ソニー生命保険株式会社	70,000百万円			
第一生命保険株式会社	210,200百万円			
日本生命保険相互会社	1,200,000百万円* *相互会社であるため、「基金」の額です。			
三井生命保険株式会社	167,280百万円			
住友生命保険相互会社	539,000百万円			
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。		

新規募集は行ないません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年7月24日

フィデリティ投信株式会社

取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・日本小型株・ファンドの平成23年12月1日から平成24年5月31日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ・日本小型株・ファンドの平成24年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年12月1日から平成24年5月31日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅木 典子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。